

2019年11月25日

賃貸住宅入居者向けの保険を改定 引越期間中の新旧借用住宅の事故を補償

大東建託グループの少額短期保険ハウスガード株式会社（代表取締役社長：加科 真）は、2019年11月に賃貸住宅入居者向けの保険を改定し、「借用住宅の変更に関する特約」を新設しました。2019年11月15日以降に発生した事故については、既契約者さまにも「借用住宅の変更に関する特約」が自動適用されます。これにより、賃貸住宅の入居者である被保険者が別の賃貸住宅に転居するに際し、保険契約の補償の対象の借用住宅を転居後の借用住宅に変更した場合であっても、引越期間中に限り旧借用住宅での事故も補償の対象となります。

今後もお客さまファーストの実現を目指して、補償内容の充実やサービスの向上に取り組んでいきます。

1. 対象のご契約

- 賃貸住宅入居者向け総合保険「リバップガード」
- 賃貸住宅入居者あんしん総合保険「新リバップガード」

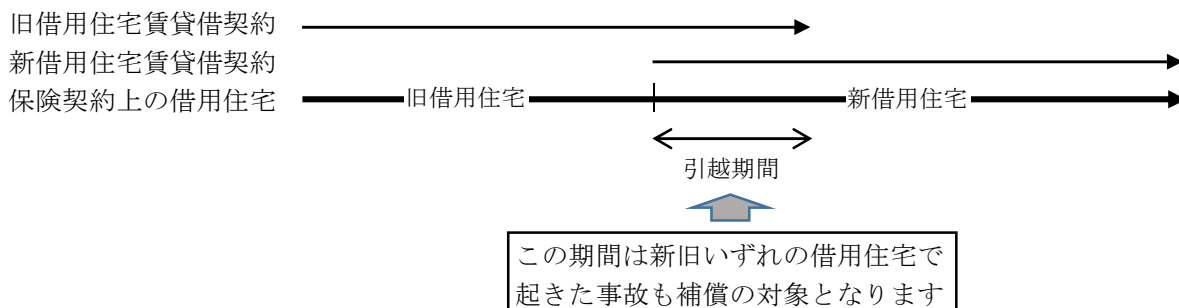
2. 「借用住宅の変更に関する特約」の内容

被保険者が保険期間の途中で他の借用住宅に転居するに際し、借用住宅の変更を当社に通知し、当社の承認を受けた場合、変更前の借用住宅の賃貸借契約が変更後の借用住宅の賃貸借契約と重複する期間に限り、30日間を限度として変更前の借用住宅において生じた事故に対しても保険金をお支払いします。

3. 説明

従来転居に際しては、従前の保険契約を解約し、新たに保険契約を締結することが多く、その場合は既存の「転居期間に関する特約」を適用することで、引越期間中に転居前の借用住宅において生じた事故に対しても保険金を支払うことができました。

転居時の保険契約の取り扱いについては、解約し新たに契約を締結する方式と従前の保険契約上の借用住宅を変更する方式の2つがありますが、特に大東建託グループが管理する賃貸住宅においては、お客さまが変更手続きを希望するケースが増えてきています。また、引越を2日間以上にわたり行うケースも少なくなく、その場合は「借用住宅の変更に関する特約」により引越期間中（30日間限度）の変更前の借用住宅に係る事故も補償の対象とすることで、お客さまのニーズに応えることができるようになります。



以上

<本件に関するお問い合わせ先>
 少額短期保険ハウスガード株式会社 業務企画管理部 西村
 TEL : 03-6718-9240